

死亡届に伴う 手続きのご案内

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご家族がお亡くなりになると、それに伴うさまざまな手続きが必要となります。

主な手続きをまとめましたので、ご確認のうえお手続きをお願いいたします。



宇治市

【目次】

○市役所での手続き……………1～7ページ

※市役所のみの手続きで完結できないものもあります。

○市役所以外での主な手続き……………8～9ページ

○市民課で発行する証明書について……………10ページ

○死亡届に関するご案内・宇治市斎場のご案内……………11ページ

市役所での手続き

市民課(本庁舎 1階:窓口番号 7) ☎ 20-8722

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	世帯主の変更	世帯主がお亡くなりになり、世帯に残られる方のうち、15歳以上の方がお二人以上おられる場合	・届出人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) ・委任状(別世帯の方が届出を行う場合のみ)	14日以内
	<input type="checkbox"/>	カードの返納 ・マイナンバーカード(個人番号カード) ・マイナンバーの通知カード	亡くなられた方が左記のカードをお持ちの場合	・各カード	速やかに
	<input type="checkbox"/>	・特別永住者証明書 ・在留カード	亡くなられた方が左記のカードをお持ちの場合	入国管理局へ直接返納してください。	速やかに

国民健康保険課(本庁舎 1階:窓口番号 6) ☎ 20-8729

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の国民健康保険の喪失	国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合	・被保険者証 ・高齢受給者証(70歳以上の方) ・認印	14日以内
	<input type="checkbox"/>	葬祭費の支給	国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合	・会葬礼状や葬儀の領収書 ・本人確認書類(運転免許証等) ・認印 ・喪主以外の方が申請に来られる場合は、委任状	葬儀の翌日から2年以内
	<input type="checkbox"/>	世帯主の変更	世帯主が亡くなられて、残られた世帯員が国民健康保険に加入されている場合	・被保険者証 ・高齢受給者証(70歳以上の方) ・本人確認書類(運転免許証等) ・認印 《口座振替を希望される場合》 ・口座番号がわかるもの ・銀行印	14日以内

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療 ・被保険者証等の返却 ・保険料に関する説明 ・葬祭費の支給申請等	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった場合	・亡くなられた方の被保険者証等【返却】 ・相続人の本人確認書類(運転免許証等) ・相続人の認印 ・「会葬礼状」等の喪主の氏名が明記されている書類 ・喪主名義の振込口座がわかるもの ・喪主の認印	14日以内 ※葬祭費は葬儀日の翌日から2年以内
	<input type="checkbox"/>	福祉医療(老人・障害・ひとり親) ・子育て支援医療	各制度の受給者が亡くなった場合	・認印 ・医療受給者証【返却】	14日以内
	<input type="checkbox"/>	福祉医療(ひとり親)	ひとり親家庭(年度末年齢が18歳までのお子様と親)の世帯になられた場合	・認印 ・健康保険証(対象の方全員) ・ひとり親家庭であることが確認できるもの ※詳しくは、お問合せください。	速やかに
	<input type="checkbox"/>	種別変更届	厚生年金・共済組合に加入されており、20歳以上60歳未満の配偶者を扶養されている方が亡くなった場合	・亡くなられた方の基礎年金番号、またはマイナンバーのわかるもの ・来られる方の本人確認書類(運転免許証等) ・認印	14日以内
	<input type="checkbox"/>	死亡届	国民年金に加入されている方(国民年金の保険料を納付、または免除されている方)が亡くなった場合	・亡くなられた方の基礎年金番号、またはマイナンバーのわかるもの ・来られる方の本人確認書類(運転免許証等) ・認印	14日以内
	<input type="checkbox"/>	・死亡一時金 ・寡婦年金		<死亡一時金または寡婦年金に該当する場合> ・上記書類 ・請求者の預貯金通帳 ・戸籍謄本(全部事項証明) ・亡くなられた方の年金手帳	14日以内
	<input type="checkbox"/>	遺族基礎年金	国民年金のみに加入されており、18歳未満(または1級・2級の障害の状態にある20歳未満)の子どもがいる方が亡くなった場合	・亡くなられた方の基礎年金番号、またはマイナンバーのわかるもの ・来られる方の本人確認書類(運転免許証等) ・認印 ・請求者の預貯金通帳 ・戸籍謄本(全部事項証明) ・亡くなられた方の年金手帳 ・死亡診断書(写)(遺族のみ)	14日以内
	<input type="checkbox"/>	未支給年金	障害・遺族基礎年金・寡婦年金のみを受給されている方が亡くなった場合		
	<input type="checkbox"/>	・未支給年金 ・遺族年金	老齢基礎年金・老齢厚生年金・共済年金を受給されている方が亡くなった場合	請求先は、年金事務所または共済組合になります ご不明な点は、国民年金係でご確認ください。	14日以内

介護保険課(本庁舎 1階:窓口番号 1) ☎ 20-8731(内線2346)

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	介護保険	介護保険の被保険者が亡くなられた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証【返却】 ・代表相続人の認印 ・来られる方の本人確認書類(運転免許証等) (認定をお持ちの方) <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険負担割合証等【返却】 (高額介護サービス費を受給していた方) <ul style="list-style-type: none"> ・代表相続人の金融機関等口座番号がわかるもの 	速やかに

健康生きがい課(本庁舎 1階:窓口番号 4) ☎ 22-3141(内線2347・2348)

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	高齢者を対象とした各事業	各事業の利用者または対象者(シルバーホン・福祉電話・リサイクル福祉用具貸与・紙おむつ等給付・認知症高齢者等安心見守りGPS貸与・老人園芸ひろば・高齢者アカデミー等)が亡くなられた場合	・認印	速やかに

ごみ減量推進課(西館 3階) ☎ 20-8762

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	世帯主の変更または廃止	し尿収集の名義人が亡くなられた場合	・認印	速やかに

環境企画課(西館 3階) ☎ 20-8726

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	犬の所有者の変更届	犬の所有者が亡くなられて、所有者が変更になる場合	・犬の登録番号(犬鑑札)	30日以内
	<input type="checkbox"/>	浄化槽の管理者変更手続き	浄化槽をお使いの世帯の方で、管理者が亡くなられた場合	・認印	30日以内
	<input type="checkbox"/>	天ヶ瀬墓地公園の名義変更手続き	天ヶ瀬墓地公園にお墓をお持ちの方が亡くなられた場合	手続きに必要な書類等につきましては、墓地公園管理事務所(0774-39-9205)もしくは環境企画課窓口までお問い合わせください。	速やかに

障害福祉課(本庁舎 1階) ☎ 21-0419

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳の返却	障害者手帳(身体、療育、精神)の所持者が亡くなった場合	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・認印	速やかに
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	・受給者、配偶者又は扶養義務者が亡くなった場合 ・対象児童が亡くなった場合	手続きの内容により異なりますので、担当課にお問い合わせください。	速やかに
	<input type="checkbox"/>	・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当	受給者が亡くなった場合	・認印	速やかに
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス・自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院)の受給者証の返却	障害福祉サービス・自立支援医療の受給者が亡くなった場合	・受給者証 ・認印(必要に応じて)	速やかに
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度	・加入者が亡くなった場合 ・給付金受給者(障害のある方)が亡くなった場合 ・給付金管理者が亡くなった場合	手続きの内容により異なりますので、担当課にお問い合わせください。	速やかに
	<input type="checkbox"/>	NHK放送受信料免除	障害者手帳(身体、療育、精神)の所持者で全額免除・半額免除を受けている世帯員が亡くなった場合	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・認印	速やかに

市民税課(本庁舎 2階: 窓口番号 11) ☎ 20-8718

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	原付バイク、小型特殊自動車の廃車・名義変更	125cc以下の原付バイク、トラクターやフォークリフト等の小型特殊自動車を所有していた方	・認印(名義変更の場合は新旧所有者両方) ・ナンバープレート ・窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証、保険証等)	速やかに
	<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定届の提出	市民税・府民税の納税義務者の相続人	・相続人の認印	速やかに

資産税課(本庁舎 2階:窓口番号 12) ☎ 20-8719

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定(変更)届	固定資産税(土地・家屋)の納税義務者が亡くなった場合	・相続人の認印	速やかに
	<input type="checkbox"/>	未登記家屋の所有者変更届	固定資産税(土地・家屋)の納税義務者が亡くなった場合(未登記の家屋がある場合)	・変更後の所有者の認印	速やかに

納税課(本庁舎 2階:窓口番号 13) ☎ 20-8720

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	市税等の口座振替の変更または廃止	振替口座として亡くなった方が名義の口座を登録している場合	・納税通知書等 ・口座振替の変更をする場合は預貯金通帳及び通帳届出印(一部金融機関はキャッシュカードでの登録が可能です)	速やかに

営業課(本庁舎 2階) ☎ 20-8807

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	上水道・下水道の名義変更	上水道・下水道の名義人が亡くなって、引き続き使用される場合	特に必要ありません。 (電話でも届出は可能)	速やかに
	<input type="checkbox"/>	上水道・下水道の使用中止	上水道・下水道の名義人が亡くなり、使用を中止する場合	特に必要ありません。 (電話でも届出は可能)	速やかに
	<input type="checkbox"/>	納付方法の変更	名義人の死亡後も上水道・下水道を引き続き使用される方で、納付方法の変更を希望される場合	<p><口座振替から納付書に変更する場合></p> <p>特に必要ありません。</p> <p><納付書から口座振替に変更する場合></p> <p><引き落とし口座を変更する場合></p> <p>金融機関での手続きが必要になりますが、一部金融機関については、以下の書類等を持参いただくことで営業課窓口で口座振替の登録が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類(運転免許証、保険証等) ・新しく登録する口座のキャッシュカード <p>詳しくは営業課までお問い合わせください。</p>	速やかに

こども福祉課(本庁舎 2階) ☎ 20-8733

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	児童手当の減額又は消滅の届	児童手当の対象だった児童が亡くなられた場合	・認印	速やかに
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の支給に関する届	児童扶養手当受給者の児童、配偶者、または扶養義務者が亡くなられた場合	・認印 ・児童扶養手当証書	速やかに
	<input type="checkbox"/>	児童手当の受給者変更(新規認定の申請)	児童手当の受給者が亡くなられ、配偶者等が新たに児童を監護養育することになった場合(公務員の方は、ご自分の職場でお手続きください。)	・認印 ・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証等) ・健康保険証又は年金加入証明(国民年金加入者及び年金未加入者は不要) ・預金通帳等、振込口座の情報がわかるもの	15日以内(遅れると、受給できない月が発生する可能性があります。)
	<input type="checkbox"/>	児童手当の未払金の請求	児童手当の受給者が亡くなられた場合	・認印 ・預金通帳等、振込口座の情報がわかるもの	速やかに(2年が経過すると、時効により受給資格が消滅します。)
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の未払金の請求	児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合	・認印 ・預金通帳等、振込口座の情報がわかるもの	速やかに(2年が経過すると、時効により受給資格が消滅します。)
	<input type="checkbox"/>	母子家庭奨学金の支給決定変更	母子家庭奨学金の対象だった児童が亡くなられた場合	・認印	ただちに
	<input type="checkbox"/>	育成学級(学童保育)の変更届	育成学級に入級する児童と同居する方が亡くなられた場合	特に必要ありません。	速やかに

住宅課 空き家対策室(本庁舎 5階) ☎ 21-0418

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	固定資産(空き家)の活用・管理に関する相談	固定資産(空き家)をお持ちだった場合(今後空き家になるものを含む)	特に必要ありません。	ありません

農林茶業課(本庁舎 6階) ☎ 20-8723

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	森林所有者変更の届け出	森林所有者が亡くなられて所有者が変更になる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書 ・森林の土地の位置を示す図面 ・その森林の登記事項証明書又は遺産分割協議書など 	前所有者が亡くなられてから90日以内

学校教育課(本庁舎 6階) ☎ 20-8757

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	保護者の変更	亡くなられた方に小中学生または幼稚園にお通いのお子様がおられる場合	特に必要ありません。	速やかに

農業委員会事務局(本庁舎 8階) ☎ 20-8754

該当	チェック	手続き	対象者	持ち物	期限
	<input type="checkbox"/>	農地法第3条の3届出	農地を相続された方	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・土地登記事項証明書(相続登記済の全部事項証明書に限る) 	相続登記完了後

市役所以外での主な手続き

市役所以外で必要になる主な手続きです。
 手続きの方法や必要書類については、各契約会社等にお問い合わせいただき、速やかにお手続きください。

該当	チェック	項目	主な手続き	手続き先	必要書類
	<input type="checkbox"/>	生命保険等	死亡保険金の請求 名義変更等	加入している生命保険また は代理店	生命保険会社にお 問い合わせを
	<input type="checkbox"/>	預貯金口座、株式等	相続手続き	銀行、証券会社等	銀行、証券会社 等にお問い合わせを
	<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約手続き	各カード会社	各カード会社にお 問い合わせを
	<input type="checkbox"/>	国税関係	相続税手続き 所得税等申告手続き	宇治税務署 ☎0774-44-4141	左記にお問い合 わせを
	<input type="checkbox"/>	不動産登記関係	所有権の移転登記等	京都地方法務局 宇治支局 ☎0774-24-4121 ☎0774-24-4122	左記にお問い合 わせを
	<input type="checkbox"/>	賃貸住宅・借地・借家	契約書の書き換え・解約等	各契約先	左記にお問い合 わせを
	<input type="checkbox"/>	普通自動車、125cc を超えるバイク	名義変更等	京都運輸支局 (ヘルプデスク) ☎050-5540-2061	左記にお問い合 わせを
	<input type="checkbox"/>	軽自動車(三・四輪 車)	名義変更等	軽自動車検査協会 京都事務所(コールセン ター) ☎050-3816-1844	左記にお問い合 わせを
	<input type="checkbox"/>	自動車保険(自賠責・ 任意保険)	名義変更・解約等	契約している保険会社	左記にお問い合 わせを
	<input type="checkbox"/>	相続関係	遺言書の検認・開封 相続放棄の申し立て	京都家庭裁判所 ☎075-722-7211	左記にお問い合 わせを
	<input type="checkbox"/>	固定・携帯電話	名義変更・解約等	各契約会社	左記にお問い合 わせを
	<input type="checkbox"/>	インターネット	名義変更・解約等	各契約会社	左記にお問い合 わせを
	<input type="checkbox"/>	NHK受信料	名義変更・解約等	NHKふれあいセンター ☎0120-151515	左記にお問い合 わせを

該当	チェック	項目	主な手続き	手続き先	必要書類
	<input type="checkbox"/>	ガス料金	名義変更・使用中止	各契約会社	左記にお問い合わせを
	<input type="checkbox"/>	電気料金	名義変更・解約等	各契約会社	左記にお問い合わせを
	<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納手続	京都府警察本部 運転免許試験課免許係 ☎075-631-5181 宇治警察署 ☎0774-21-0110	左記にお問い合わせを
	<input type="checkbox"/>	パスポート	返納手続	京都府旅券事務所 ☎075-352-6655 山城広域振興局旅券窓口 ☎0774-24-5362	左記にお問い合わせを
	<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ会社	名義変更・解約等	各契約会社	左記にお問い合わせを

市民課で発行する証明書について

戸籍、住民票を請求される際には、本人確認を行います。運転免許証やパスポート、マイナンバーカード、健康保険証等の本人確認書類をお持ちください。

請求方法や必要書類は自治体によって異なる場合があります。事前に請求先の役所にご確認ください。

戸籍（戸籍、除籍、改製原戸籍、戸籍の附票等）

死亡届を提出されてから内容が戸籍に反映されるまでには日数を要します。

詳しくは本籍地の役所にお問い合わせください。

請求先	本籍地の市役所・区役所
請求できる方	<ul style="list-style-type: none">・本人・同じ戸籍に載っている方・直系親族（子、孫、親、祖父母等） ※関係の分かる戸籍が必要です。兄弟やおい、めいなどの場合は直系親族からの委任状が必要です。直系親族がいない場合はその事を証明する戸籍（除籍等）と請求を必要とすることが分かる資料を提示してください。・相続人 ※相続人であることが分かる資料（戸籍、遺言書等）が必要です。 詳しくは請求先の役所にご確認ください。

※請求できる方以外は委任状が必要です。また、郵送でも請求できます。

住民票（住民票、住民票の除票等）

住民登録地以外で死亡届を出された場合は、住民票に内容が反映されるまでに日数を要します。

請求先	住民登録地の市役所・区役所
請求できる方（住民票）	<ul style="list-style-type: none">・本人・同一世帯の方
請求できる方（除票）	<ul style="list-style-type: none">・相続人（手続きをされる方）※資料・関係の分かる戸籍が必要です。 詳しくは請求先の役所にご確認ください。

※請求できる方以外は委任状が必要です。また、郵送でも請求できます。

印鑑登録証明書

印鑑登録証明書は住民登録地の市役所・区役所での発行となります。

宇治市での印鑑登録証明書発行には、印鑑登録証が必要です。必ずお持ちください。

代理人が請求する場合は印鑑登録証を預かり、申請書に正確な情報を書きいただきます。

※亡くなられた方の印鑑登録は廃止になっているため、証明書は発行できません。

死亡届に関するご案内

- 住民登録地が宇治市以外の方については、住民票に届出の内容が反映されるまでに日数を要します。
- 届出の内容が反映された戸籍の作成には1～2週間程度の日数を要します。

<市民課の執務時間外に届け出られた場合>

- 警備員室では届書類の受け取りのみを行い、後日に審査を行います。そのため、届出の内容に不備がある場合、訂正のために再度ご来庁いただく必要があります。なお、不備や確認事項がなく受理された場合、受理決定した旨の連絡は行っておりません。
- 火葬許可証につきましては、ご遺族の便宜を図るため、審査を行う前に交付しております。申請された内容のままで発行しておりますので、実際の内容と異なることがありますが、予めご了承ください。

<問い合わせ先> 宇治市役所 市民課
 電話: 0774-22-3141 (代表)

宇治市斎場のご案内

宇治市斎場の使用料は次のとおりです。

区 分		単 位	使用料	
			市 内	市 外
火 葬 場	大人(12歳以上)	1 体	12,000円	90,000円
	小人(12歳未満)	1 体	8,000円	60,000円
	妊娠4月以上の死産児	1 体	6,000円	45,000円
	妊娠4月未満の死産児	1 体	3,600円	27,000円
	肢体の一部及び胎盤	4キログラムまで	3,600円	27,000円
4キログラムを超え1キログラムごとに		800円	6,000円	
第1葬祭場	午後4時から翌日の午後4時まで	52,000円	186,000円	
	午前0時から午後4時まで	26,000円	93,000円	
第2葬祭場 及び 第3葬祭場 (第1葬祭場を2分の1ずつに区画したもの)	午後4時から翌日の午後4時まで	26,000円	93,000円	
	午前0時から午後4時まで	13,000円	46,500円	
安 置 室	午後4時から翌日の午後4時まで	3,600円	12,900円	
待 合 室	1室 2時間	2,400円	8,600円	

(備考)

1 「市内」とは、次の場合をいいます。

- ・亡くなられた方が死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている場合
- ・死産児については、死産時にその父又は母が本市の住民基本台帳に記録されている場合
- ・肢体の一部及び胎盤については、使用者が使用の許可の際に本市の住民基本台帳に記録されている場合

2 「市外」とは、1に定める以外の場合をいいます。

3 肢体の一部及び胎盤が4キログラムを超える場合で1キログラム未満の端数があるときは、その端数を1キログラムとみなします。

<問い合わせ先> 宇治市斎場
 電話: 0774-39-9203